

## 現在の水道事業

### 簡易水道事業特別会計

各簡易水道事業等の給水人口は5千人以下。

- ①久賀簡易水道
- ②棕野簡易水道
- ③大崎白石簡易水道
- ④三浦簡易水道
- ⑤小松屋代簡易水道
- ⑥沖浦簡易水道
- ⑦東部簡易水道
- ⑧西部簡易水道
- ⑨安下庄簡易水道
- ⑩日良居簡易水道
- ⑪源明飲料水供給施設
- ⑫前島簡易水道
- ⑬笠佐島簡易水道
- ⑭江ノ浦簡易水道

## 平成29年4月1日から

### 上水道事業会計 (公営企業会計)

#### 周防大島町水道事業

①から⑪の簡易水道と飲料水供給施設を統合し、給水人口が5千人を超えるため地方公営企業法の全部適用を受け、公営企業会計となります。

### 簡易水道事業特別会計

- ⑫前島簡易水道
- ⑬笠佐島簡易水道
- ⑭江ノ浦簡易水道

# 簡易水道事業の一部を統合し 上水道事業（周防大島町水道事業）を創設します

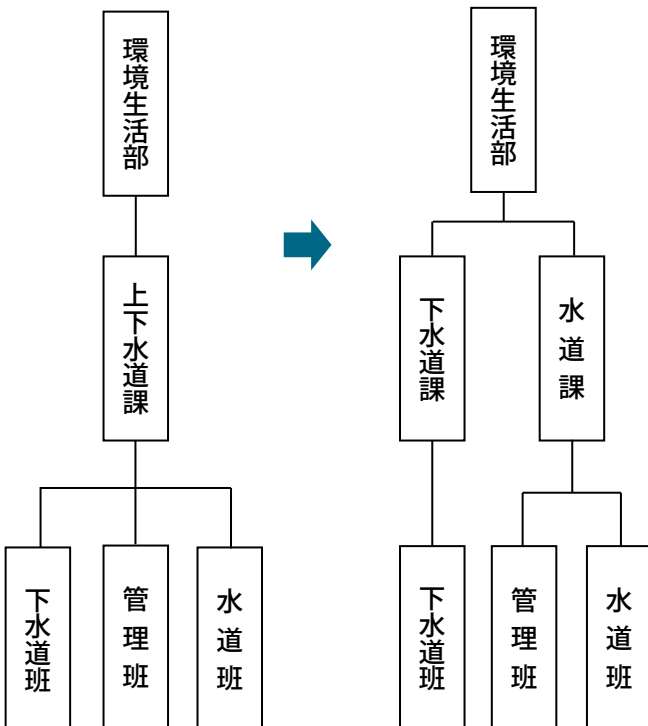
平成29年4月1日から

現在、周防大島町の水道事業は、13の簡易水道施設と1つの飲料水供給施設で構成され、簡易水道事業特別会計で会計処理しています。  
簡易水道は事業規模が小さく、経営基盤が弱い弱であるため、国は平成19年6月に事業統合・広域化によ

る効率的な経営体制の確立を促進するため補助制度の見直しを行いました。  
これを受け、周防大島町は、平成21年8月に前島、笠佐島および浮島の3離島を除く10の簡易水道施設と1つの飲料水供給施設を、平成29

3月末までに統合する計画を国に出しています。  
水道法では簡易水道は給水人口が5千人以下と規定されており、本町では統合によりこれを上回ることから、地方公営企業法が全部適用となる上水道事業（周防大島町水道事業）へ移行することになり、これまでとは別に会計（公営企業会計）処理を行わなければなりません。このため、上下水道課は水道課と下水道課に分かれ、利用者の皆様へお送りする納入通知書等の様式を一部変更いたします。

## 役場の組織体制



※水道使用料の料金体系や検針時期などは、これまでと変更はありません。  
※上下水道料金の収納は、水道課（管理班）で行います。

引き続きサービスの向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### ■問い合わせ

周防大島町役場上下水道課管理班  
(久賀東庁舎)  
☎0820(79)1011